

ペットブームが続いています。犬猫等のペットと家族同然に生活する人が増加しています。ペットは人の心を癒してくれる存在ですが、紛争の種になる事もあります。民法七一八条で「動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。」とされ「占有者に代わって動物を管理する者も同様の責任を負う。」とされています。つまり、飼い主は動物が噛み付いたり、車の上に乗り傷をつけたり、物を壊してしまった等他人に損害を与えた場合には原則その損害を賠償しなければなりません。また、飼い主から散歩を頼まれた人や一時的に預っている人も同様に責任を負う事になります。「好意で預つただ

けで私は責任を負えません。」は通用しないのです。但し、動物の占有者が相当の注意義務を尽くしていた場合には免責されますが、裁判所はなかなか認めてくれません。事実上の無過失責任に近い状況です。最近は安心してペットを飼育するため個人賠償責任保険に入れる人も増えていると聞きます。皆様くれぐれもご注意ください。

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com
 三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>